平成２８年（フ）第６３号
静岡県浜松市中区和合町193番地の47　フカヤコーポラス　Ｆ－１、前住所静岡県浜松市北区初生町540番地の９
破産者　勝澤　秀行
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７３１号
京都市右京区西院乾町55番地１　京悠館602号、前住所滋賀県大津市仰木の里６丁目１番12号
破産者　舘脇　　馨
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１９号
大津市藤尾奥町26番11号　マルシン四宮ハイツ26号、前住所京都市山科区小山中ノ川町46番地４
破産者　三浦　　勝
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３５号
奈良市神功４丁目13番地の４、開始決定時の住所奈良市秋篠町1203番地の22
破産者　小畑　雅広
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３３号
広島市西区大芝３丁目14番14―505号、住民票上の住所広島市東区牛田新町１丁目３番６―105号
破産者　久保　麻希（旧姓茶谷）
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
福岡県久留米市諏訪野町2536番地１　トーカン久留米駅東２キャステール607号、前住所福岡県久留米市東町480番地５
破産者　江口　隆文
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５１８号
熊本県合志市須屋2034番地28
破産者　里見　知紀
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７７号
大分県臼杵市大字市浜544番地の６、開始決定時の住所大分市大字佐野2667番地の１
破産者　岡田　治通
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８４号
大分市碩田町２丁目５番54号（ファミーユＳＥＫＩＤＥＮ102）
破産者　野村真一郎
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２８年（フ）第４１号
神奈川県厚木市長谷1125番地４　メゾン清水Ｉ―101
破産者　後藤　和樹
１　決定年月日　平成28年５月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３４９号
札幌市中央区大通西15丁目２番地６　ＮＯＶＡ大通802号、開始決定時の住所札幌市中央区南12条西９丁目１番41―401号
破産者　山田　拓也
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３７号
札幌市南区澄川１条３丁目４番３号　ノースパレスＡ棟２号
破産者　小泉　一子
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４３号
札幌市東区北42条東３丁目２番24―202号
破産者　高橋　和美
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
北海道苫小牧市元中野町３丁目６番32号　コーポウイングＮｏ．３　102号
破産者　丸山　美雪（旧姓小坂）
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第７５号
仙台市太白区泉崎１丁目19番８号、従前の住所埼玉県越谷市赤山町１丁目162番地１　オーパス206号
破産者　柴崎　文弥
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
仙台市青葉区木町３番２―403号
破産者　村上　ルミ
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
群馬県高崎市岩押町35番14号
破産者　清水　俊司
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２５４号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目４番24号　（エスペランサ３番館101）
破産者　岩尾　邦彦
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４６１号
千葉県松戸市仲井町１丁目41番地　サンフラッツ301
破産者　宮原　洋二
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４７８号
千葉県柏市新柏１丁目1453番地２　テラスアルファー101号、開始決定時の住所千葉県柏市手賀の杜２丁目４番地10
破産者　松本　一男
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４９５号
千葉県松戸市岩瀬50番地の６　庵原方
破産者　笠川　成男
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部